

大阪医科薬科大学 知的財産ポリシー

(令和3年4月1日制定)

大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、豊かな人間性を備え、人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材、変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材、及び地域医療から世界に通じる研究開発まで多岐にわたる領域で探求心を持って活躍する人材を育成し、社会との関係を構築している。

本学の研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を実施するためには、大学と社会が双方向的でより強力な連携となるように活動を推進しなければならない。本学のすべての職員とそれに準じる者（以下、「職員等」という。）が、研究成果として生み出す知的創造物を「知的財産」という。知的財産を適切に保護し、本学の権利と責任を明確にしたうえで社会と連携するために、本学の知的財産の取扱いの方針を定めるポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を学内外に明らかにする。

1. 基本方針

大学の教育・研究活動によって得られた知的財産は、遅滞なく社会に還元されるべきものであり、研究成果の社会還元を促進する社会連携活動は本学の重要な使命の一つである。

本学における知的財産を適切な範囲で知的財産権として保護し、有効な利用を推進するために、本ポリシーを定める。本ポリシーの要請に従った報告と、それに伴うすべての責務を負う。

本ポリシーにおける「知的財産」とは、知的財産権により保護されうるものだけでなく、産業上の利用可能性の有無に係わらず、ノウハウや教授法、運営法等を含めたあらゆる知的財産をいう。

2. 知的財産の取扱い

本学は、発明者の名誉と権利を保護し、知的財産の活用により社会へ貢献し、適正な技術移転収入を得て、知的財産の発明者に適切な対価を与えるとともに、新たな社会貢献の源泉たる研究活動を促進するため、本学内で創造された知的財産を管理・活用し、係争にも対応できる適切な仕組みを設けることとする。

3. 知的財産の帰属・承継

職員の研究成果として生み出される知的財産は、原則としてその発明者個人に帰属するが、以下の職務関連発明等に照らして判断するものとする。

① 職務関連発明とその届出

公的研究資金若しくは本学の研究費を使用して本学において行った研究、または本学の施設を利用して行った研究の結果生じた発明・考案・創作（以下、「発明等」という。）は、本学

に機関帰属させる発明等の候補に該当し、本学としては、このような発明等を職務関連発明等とみなす。

本ポリシーの対象者が、発明等を行った場合は、速やかに大阪医科薬科大学総合医学研究センター産学官連携推進室（以下、「推進室」という。）に届け出なければならない。推進室はこれらが職務関連発明等に該当するかどうかを迅速に判断する。

② 機関帰属の判断

職務関連発明等と判断されたものを、機関帰属とするかどうかの判断は大阪医科薬科大学知的財産管理委員会に諮るものとする。この判断に際しては、当該案件の産業上利用性、新規性、進歩性、社会への貢献度、収益性、権利化費用などを総合的に判断する。客観的な判断を行うために、調査等の作業を外部委託し、判断のための意見を求める機能を備える。ただし、機関帰属の判断は最終的には、理事長が行う。

機関帰属としないと判断された発明等は、発明者にその取扱いが委ねられることとする。その場合、本発明等について発明者個人が権利化・活用を行った場合についても、推進室への経過報告がなされるものとする。

③ 共同研究成果の帰属・管理・活用

発明等のうち、民間企業や他の大学等との共同研究の成果であるものについては、共同研究契約に基づき、共同出願等を行う。このとき別段の定めがなければ、発明等への貢献の度合いにより、持分比率や費用負担の割合などを定め、相互に協力して管理方法を設定する。またこれらの共同出願した発明等について、最大限の活用を実現させるためには、持分の譲渡などを含む柔軟に手段を検討し、必要に応じて相手方と交渉や契約を行う。

本学は、共同研究契約締結時に、共同研究の結果生じた発明等について共同研究相手に第三者よりも優先的な利用権があることを確認する。共同研究の成果が得られたときには、その点を考慮して共同出願契約及び実施許諾契約の締結を行う。同時に、本学が原則自己実施しないこと、知的財産は遅滞なく社会に還元する使命があることに関し、共同研究契約締結時に共同研究相手からの理解を得て、共同出願契約及び実施許諾契約の締結が適切に行われるよう努力する。

④ 機関帰属する発明等の活用の推進

本学は、本学に機関帰属する発明等が広く社会で活用されるよう努力する。

機関帰属する発明等の管理・活用に係る権利化・承継・係争等の支出は、最終的には技術移転収入によって賄われるべきものである。このため機関帰属とする発明等すべてに対して継続的かつ適切な評価が行われる。

また、知的財産を遅滞なく社会へ還元するための一つの手段として、起業による発明の事業化も積極的に推進する。起業を支援するために、技術移転関連事業者との連携を行う。

⑤ 発明者等へのインセンティブ

本学に機関帰属する発明等の技術移転収入などは、権利化・承継等に係る経費を控除した後、「知の創造サイクル」の活性化を図る目的で、発明者と本学に適切に定められた割合で分配される。

⑥ 機関帰属する発明等の学術目的での利用

本学に機関帰属する発明等が純粋に学術目的に利用される場合においては、研究開発の継続的發展が、本学における知的創造活動の重要な目的であることを鑑み、無償供与を含む適切な対応をすることができる。

4. 知的財産権の管理・活用に関わる実施体制

本学では、推進室が、URA、産学官連携コーディネーター等と協同して知的財産権の管理・活用を行う。この際、発明者等との適切な連絡・相談を行うとともに、発明者等が行うべき手続き等もルール化し、すべての機能が迅速かつ効率的に行われるよう努力しなければならない。

(令和6年4月8日 一部改正)